

宮崎カーフェリー株式会社及び宮崎船舶有限会社に対する買取決定等について

2017年12月19日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構は、下記の再生支援対象事業者について、2017年11月14日に、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行っていましたが、関係金融機関等との合意が整ったこと等を踏まえ、本日、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

宮崎カーフェリー株式会社

宮崎船舶有限会社

（以下「再生支援対象事業者」と総称する。）

2. 商取引債権の取扱い

関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権等以外の商取引債権については、引き続き何ら影響はありません。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の取引における信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者に対して確認しております。

以 上